

[第2章] 内部質保証

2.1. 現状説明

2.1.1. 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：内部質保証における全学的な方針及び手続について、以下の要件を設定し明示しているか。

1. 内部質保証に関する大学の基本的な考え方
2. 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
3. 教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

内部質保証に関する本学の基本的な考え方としては、建学の精神に基づく理念・目的を実現するために、自己点検・評価とPDCAサイクルを機軸とする内部質保証システムを構築し、十分にこれを機能させることにより、恒常的・継続的に大学教育の質の保証及び改善に取り組むこととしている。この基本的な考え方は、2020年度大学評価委員会にて策定された「内部質保証に関する方針」に明示されており、学部長会議及び大学院運営委員会を経て、東海大学オフィシャルサイトに公開されている（資料B-1）。

本学の内部質保証に関して責任を負う全学的な基幹組織として、「大学評価審議会（資料B-2）」が設置されている。この審議会には、常設の専門部会として、「自己点検・評価委員会（B-3）」「内部質保証推進委員会（資料B-4）」「総合的業績評価委員会（資料B-5）」が設置されており、これら3部会の活動を柱として、全学的な大学評価体制が実現できるものと考えている（資料B-6）。

また、大学評価審議会の権限と役割については、「東海大学大学評価審議会規程」（資料B-2）に明示されている。また、本審議会委員長は、学長が指名する副学長等となっており、本学における内部質保証に関する実質的な責任者と位置付けている。

大学評価審議会と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担については、各研究科・学部、各研究所及びセンター等において、研究科評価委員会及び学部等評価委員会の設置が内規（資料B-7、8）により定められており、各々の部署における自己点検・評価活動を通じた内部質保証の責任を担っている（資料B-9）。

本学では、教育の内部質保証に関するPDCAサイクルの基本的方針として、教育の内部質保証のレベルを、「大学全体レベル」「学位プログラムレベル」「授業科目レベル」とし、それぞれのレベルにおいて具体的な検証評価指標を定め、PDCAサイクルの達成を図るものとしている（資料B-10）。さらに、この基本方針の具体的かつ詳細な内容を、「教育の内部質保証マニュアル」にまとめ全学に公表している（資料B-11）。また、このマニュアルに沿って、2022年度カリキュラムを対象として、教育の内部質保証に関する以下の施策を導入実施した。

1. カリキュラムマップ（ディプロマ・ポリシーと科目の関係性の明示）の作成公開（資料 B-11、12）。
2. 共通ルーブリック（科目ごとのディプロマ・ポリシーの達成度評価）の作成公開（資料 B-11、12）。
3. 授業詳細（コマ）シラバスの導入（資料 B-11、12）。
4. 授業理解度調査の導入（資料 B-11、12）。

2.1.2. 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織を整備しているか。

評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成を適切に設定しているか。

前述のとおり、本学の内部質保証に関して責任を負う全学的な基幹組織として、学長の諮問機関である「大学評価審議会（資料 B-2）」が設置されている。この審議会には、常設の専門部会として、内部質保証の推進に関わる施策の検討・実施を担う「内部質保証推進委員会（資料 B-4）」が設置されており、全学的な内部質保証の体制が整備されている（資料 B-6）。

さらに、大学評価審議会は、大学評価審議会規程に則り、学長より指名された委員長を中心に協議のうえ、全学的なバランスや適切性を考慮し、学内委員及び、学外委員や学生代表（学生ヒヤリングにおいて選出）なども含め適切に選出されている（資料 B-13、14）。

2.1.3. 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）、アドミッション・ポリシー（学生の受け入れ方針）、アセスメントポリシー（学修成果の評価の方針）を策定するにあたって、全学としての基本的な考え方を適切に設定しているか。

評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組みを行っているか。

評価の視点3：学部・研究科及びその他の組織において、定期的に自己点検・評価を行っているか。

評価の視点4：学部・研究科及びその他の組織において、自己点検・評価結果に基づいた改善・向上が計画的に行われているか。

評価の視点5：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対して適切に対応しているか。

評価の視点6：自己点検・評価において客観性、妥当性は確保されているか。

【教職課程】教職課程に関する点検・評価の実施状況

※**covid-19 への対応報告を追加 【必須（大学全体）】**

内部質保証推進組織等は、内部質保証システムを機能させる観点から、内部質保証に関する手続や全学及び学科等を単位としたPDCA サイクルの運営などにおいて、COVID-19 への対応・対策としてどのような措置を講じたかを記述。

本学では、大学全体レベル及び、学位プログラムレベル（基本的に学科レベル）において、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの3つのポリシーを策定している。3つのポリシーに関する全学的な所管組織である東海大学教育審議会において、学部学科の改組改編やカリキュラム変更、学内規程等の変更などに伴う見直しを適時行っている。また、大学基準協会等による指摘事項、文部科学省による法令改正や各指針等に従う3つのポリシーの見直しについては、教学マネジメントや内部質保証に関わる事項であるため、大学評価審議会及び内部質保証推進委員会と、東海大学教育審議会が連携し対応する体制となっている（資料 B-15）。アセスメントポリシーについては、大学全体、学部・学科、授業科目の各レベルにおいて、それぞれ学修（学習）成果の評価の方針を定めている。さらに、2021年度に「教育の内部質保証マニュアル」を策定し、具体的な学修（学習）成果の評価及び可視化方法を示し全学に公開している（資料 B-11）。

内部質保証の推進の基盤である、大学評価審議会による大学全体及び、学部・研究科、研究所、センター等の組織の各評価委員会による自己点検・評価活動が毎年度実施されている（資料 B-16）。さらに、毎年度提出される大学全体及び各組織における自己点検・評価報告書の点検評価結果、改善・課題事項に対する助言・指摘等のフィードバックが大学評価審議会を経由してなされている（資料 B-16）。その際、点検評価における客観性及び妥当性を確保するために、大学評価審議会では異なる所属かつ複数委員による相互の点検評価を行う体制としている（資料 B-2）。このような大学評価審議会による、毎年度の自己点検・評価活動の総括は、大学評価審議会活動報告として学長、副学長に提出され、概要説明及び質疑・意見交換、改善事項確認、要望等がなされ、次年度の活動方針に反映されている（資料 B-17）。

さらに、2022年度より前述の授業科目レベル、学位プログラムレベル、大学全体レベルにおける内部質保証を推進する具体的な施策を全学的に実施導入した（資料 B-12）。その結果、2022年度においては、カリキュラムマップを全学にて導入するとともに、共通ルーブリックの導入を推進し、23学部中14学部が実施しており、導入率75%以上の学部が5学部であった。授業詳細（コマ）シラバス及び授業理解度調査については、本年度4学部の一部教員が実施したものの、実施率は全体として低く、次年度以降の実施推進に向けた取り組みを内部質保証推進委員会を中心に検討を行う予定である（資料 B-18）。

大学院各研究科における、内部質保証に関する取り組みとして、研究指導スケジュールの明示及び研究指導計画書の作成（資料 B-19）、さらに、学位授与審査時におけるディプロマ・ポリシーの確認評価の厳格化を図ることとしている。

また、本学独自のシステムとして、大学院研究指導教員資格再審査委員会があり、大学院において高いレベルでの研究教育が担保されるよう、5年に1度「大学院指導資格再審査」を全学の教員組織5グループに分けて毎年実施し、自己点検・評価も行っている（資料 B-20）。

文部科学省からの「設置計画履行状況報告書」などの指摘事項については高等教育運営本部ビーワンオフィスが対応しており、「設置計画履行状況報告書」は東海大学オフィシャルサイト上で公表している（資料 B-21）。また、大学基準協会による認証評価における、指摘事項に関しても、高等教育運営本部キャンパスサポートオフィス及び大学評価審議会を主体に、速やかに対応改善を図っている（資料 B-2）。

なお、2022年3月30日に通知された「改善報告書」の検討結果について（通知）（資料 B-22）では、改善勧告1件、努力課題5件、今後の改善経過について再度報告を求める事項1件のご指摘をいただいた。

改善勧告No.1及び、今後の改善経過について再度報告を求める事項については、2022年度に全学的な学部・学科の改組改編を行い、建学以来推進してきた文理融合の理念と一貫教育を基軸とした教育・研究活動をさらに推進させると共に、各キャンパスの特色を生かすことで入学者確保のための改善を図り、対応済である。努力課題No.1～4については、ビーンオフィスより各研究科に見直しを依頼している（資料 B-23）。努力課題No.5（学生の受け入れ）について、[医学部医学科]では、学年ごとに厳格な留年制度を適用しているため、収容定員は、1.00を超える比率を推移しているが、学力不足の学生へのケアを実施するなど、大幅な定員超過とならぬよう自助努力を行っており、適切な管理が行われていると認識している。[政治学研究科博士課程前期・博士課程後期]では、大学院志望の動機をもつ可能性のある学部生への積極的な対応を学部専任教員に要請し、また学部生向けの進学説明会を行い、広報活動に努めている。[経済学研究科博士課程前期・博士課程後期]では、博士課程前期の収容定員に対する在籍比率は横ばいであるが、博士課程後期においては在籍数0人から3人と改善している。[法学研究科博士課程前期・博士課程後期]では、法学部全学生に対して「法学研究科 進学のすすめ」を作成、配信すると共に、本学部との連携のもとに説明会を実施し、2021年度に博士課程前期の入学生1名を確保し、改善を図っている。[地球環境科学研究科博士課程]は、2021年度より募集停止となったが、地球環境科学研究科の教育研究は、総合理工学研究科で継承し、適切な定員管理を行っていく。[生物科学研究科博士課程]では、学生確保のために高い専門的思考と研究技術を教育できる魅力ある環境構築を行い、改善に向けた取り組みとして、総合理工学研究科や地球環境科学研究科との専攻分野の見直しについて、検討中である。

本学では、教育職員免許法施行規則第22条の8により2022年4月から義務化された教職課程の自己点検・評価にあたって、「東海大学教職課程の運営に関する内規(資料 B-24)」において、本学の教員養成の基本方針及び実施・運営に関する審議・検討のための組織である教職課程運営委員会の所管事項として規定し、全学的な教職課程の質保証体制を担保している。また、教職課程の自己点検・評価は、「全学的に教職課程を実施する組織」であるティーチングクオリフィケーションセンターが事務局としてこれを統括するとともに、教職課程開設学科等との連携のもとに実施する。

なお、教職課程の2022年度に実施予定の点検・評価は、2022年11月開催予定の教職課程運営委員会において説明・依頼の予定である。その実施にあたっては、「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン」（2021年5月7日、文部科学省教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議）に基づいて設定された全国私立大学教職課程協会の基準を用いることで、その質を担保する。

※COVID-19への対応報告（大学全体）

内部質保証を担う大学評価審議会及び、専門部会である「自己点検・評価委員会」「内部質保証推進委員会」「総合的業績評価委員会」は、全てリモート会議による開催とした。また、学部・研究科等と大学評価審議会との連携に関しても、リモート会議開催やメー

ルによる文書等の発信、受領とし、極力人的接触、3密を避けた形で運営した。

2.1.4. 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を公表しているか。

評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性は確保されているか。

評価の視点3：公表する情報は適切に更新されているか。

【教職課程】教職課程に関する点検・評価結果の公表状況

本学は、企業と同様に大学は社会的責任を担う必要があると考えている。2006年に、本学はUSR (University Social Responsibility: 大学による社会的責任) を果たすことを掲げるとともに、これを推進してきた(資料 B-25)。教員は研究・教育・学内外運営の3分野の活動・成果について、教員活動情報システムに毎年度登録を行う(資料 B-26)。ここに登録されたデータの妥当性は、部署・部門の評価者による承認作業を経て、公開データとして最終的に登録される(資料 B-27)。これらの教員活動情報は、個人情報などを除き、教員活動情報システムによって公表され、学内外から検索閲覧が可能となっている(資料 B-27)。また、登録された教員活動情報に基づく総合的業績評価に関する評価基準は、全学的な大学評価審議会総合的業績評価委員会で点検されている(資料 B-28)。

また、大学全体及び、学部・研究科等の各部門より提出され、大学評価審議会の点検評価を経た自己点検・評価報告書については、毎年度、東海大学教育研究年報としてまとめ、東海大学オフィシャルサイト上にて学内外に公表している(資料 B-29)。

東海大学オフィシャルサイトでは「情報の公開」として、社会貢献活動や大学間連携などの諸活動の公開とともに、学校法人東海大学の事業報告書の中で財産目録・貸借対照表・収支計算報告書・監事の監査報告書を掲載し、毎年度更新している(資料 B-30)。

教職課程に関する点検・評価結果の公表状況について、規定された教員養成の情報として、教育職員免許法施行規則第22条の6の規定をふまえ、以下の情報を東海大学オフィシャルサイトにおいて公表している(資料 B-31)。

- ・「教員養成の理念」
- ・「教員養成にかかわる組織」
- ・「各学科で取得できる教員免許状」
- ・「教職に関する科目の担当教員および授業科目」
- ・「教員の業績」
- ・「開講されている授業の年間計画」
- ・「卒業生の教員免許状取得の状況」
- ・「卒業生の教員への就職状況」
- ・「教員養成の教育の質向上に係る主な取組」

教育職員免許法第22条の8に規定された教職課程の自己点検・評価の結果については、実施後に東海大学オフィシャルサイト(教員養成・資格取得の情報)において公表の予定である。

2.1.5. 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的なPDCAサイクルにおいて、適切性、有効性は確保されているか。

評価の視点2：内部質保証システムについて、適切な根拠（資料、情報）に基づき定期的に点検・評価を行っているか。

評価の視点3：自己点検・評価結果及び外部を含む評価に基づいた改善・向上が行われているか。

内部質保証システムを全学的に統括推進する組織として、大学評価審議会内部質保証推進委員会が常設設置（資料 B-2、4）されており、毎年度、内部質保証の改善向上のための施策の検討及びその適切性について審議している（資料 B-4）。さらに、大学評価審議会自己点検評価委員会による全学レベルの自己点検・評価活動及び、学部・研究科等レベルにおける自己点検・評価活動が実施されており、それらの点検評価結果は、「自己点検評価・報告書」にまとめられ、大学評価審議会において学外委員を含む複数の委員により点検評価が重ねられ、その結果をフィードバックすることで、全学的なPDCAサイクルが構築され適切性、有効性が確保されている（資料 B-10）。これらの自己点検・評価の過程には根拠資料が添付され、できる限り定量的な情報を基に実施運用され、適切な根拠資料による客観的 point 検・評価により、適切性・有効性を高めている。

学長からの諮問を受けた大学評価審議会は、学長・副学長が中心となって構成される高等教育運営本部に対して、毎年度自己点検・評価結果について委員長より直接答申が伝えられ、現状の確認及び、課題の抽出、改善案の検討、大学評価審議会からの改善要望等を行っている。これにより、学長のガバナンスによる、効果的な組織体制の実現を図っている（資料 B-6）。

2022年度は、全学的な改組改編と、それに伴う教育課程の改編に対応して、大学全体レベル及び、学部・研究科等レベルにおける、内部質保証システムの改善のための施策が具体的に実施導入されている。これら導入された施策に基づいた客観的な点検・評価を行うことにより、内部質保証システムの改善・向上が図られている（資料 B-32）。

2.2. 長所・特色

（大学全体）

2022年度に行われた、全学的な改組改編及びカリキュラム変更を起点として、教育の内部質保証を実質的に全学展開するための具体的施策を「教育の内部質保証マニュアル」（資料 B-11）として明文化し開示した。具体的施策の内容としては、「カリキュラムマップ」「共通ルーブリック」「授業詳細（コマ）シラバス」「授業理解度調査」の導入について、2025年度を完成年度として全学的に展開することを組織決定した。これにより、「大学全体レベル」「学位プログラムレベル」「授業科目レベル」において、組織及び教員個々が、具体的に教育の内部質保証の改善向上に取り組むことが可能となった。

2.3. 問題点

（大学全体）

特になし

【前年度記載の問題点の改善状況】(大学全体)

2021年度問題点なし

2.4. 全体のまとめ

東海大学では、内部質保証のための全学的な方針及び手続等に関して、「内部質保証に関する方針」を定め公表している。また、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、学長の諮問機関である大学評価審議会が設置され、その権限と役割は規定により明確化されている。学部・研究科その他の組織において、内部質保証の推進に責任を負う組織として、各組織にそれぞれ評価委員会が設置されており、大学評価審議会と連携しながらその役割を担っている。

本学においては、大学全体及び学位プログラムレベル、大学院全体及び研究科レベルにおいて、それぞれ3つのポリシーが策定されており、その策定(改訂)時にあたっては、「3つのポリシー策定の基本方針」が東海大学教育審議会より示されている。

本学では、大学全体及び学部・研究科その他の組織を対象として、毎年度自己点検・評価を実施している。提出された各部門からの自己点検・評価報告書は、大学評価審議会による点検評価を経て、各部門にフィードバックされるとともに、大学評価審議会より、学長・副学長等によって構成される高等教育運営本部に対し報告がなされ、その中において改善事項や課題に対する要望などが確認され、次年度における活動方針に反映されることにより、PDCAサイクルを機能させている。さらに、大学評価審議会では、内部質保証システムの適切性等についても、常設専門部会である内部質保証推進委員会を設置し、定期的に点検評価を行い、改善・向上を図っている。

また、本学における教育研究活動、自己点検・評価、財務、その他の諸活動の状況等は、大学による社会的責任を果たすという方針に従って、東海大学オフィシャルサイトにて毎年度更新された情報が学内外に公開されている。

2.5. 根拠資料

- B-1 内部質保証に関する方針
東海大学オフィシャルサイト
u-tokai.ac.jp/about/self-assessment/policy/
- B-2 東海大学大学評価審議会規程
- B-3 東海大学自己点検評価委員会内規
- B-4 東海大学内部質保証推進委員会内規
- B-5 東海大学総合的業績評価委員会内規
- B-6 大学評価体制
- B-7 東海大学大学院研究科評価委員会設置内規
- B-8 東海大学学部等評価委員会設置内規
- B-9 東海大学自己点検実施体制図
- B-10 東海大学PDCAサイクル図

- B-11 教育の内部質保証マニュアル
- B-12 学部長依頼通知文書
- B-13 2022年度大学評価審議会委員名簿
- B-14 2022年度大学評価審議会学生名簿
- B-15 大学院3つのポリシー策定基本方針(2022年度版)
- B-16 2021年度自己点検・評価報告
- B-17 2021年度大学評価審議会活動報告書
- B-18 ルーブリック導入率
- B-19 2022年度大学院新入生ガイダンスにおいてご留意頂きたい点について（依頼文書）
- B-20 東海大学大学院研究指導教員資格再審査規程
- B-21 東海大学オフィシャルサイト 学部、研究科等に係る「設置申請・届出書」および「設置計画履行状況報告書」https://www.u-tokai.ac.jp/public_information/installation.html
- B-22 改善報告書の検討結果について
- B-23 3ポリ研究科長宛依頼文書
- B-24 東海大学教職課程の運営に関する内規
- B-25 東海大学オフィシャルサイト チャレンジセンター USR 型社会貢献
<https://www.u-tokai.ac.jp/campus-life/challenge/usr/>
- B-26 教員活動情報システム
- B-27 教員活動情報検索 <https://www24.tsc.u-tokai.ac.jp/kyn/!kyk0010>
- B-28 東海大学総合的業績評価制度内規
- B-29 東海大学オフィシャルサイト 教育研究年報
https://www.u-tokai.ac.jp/effort/activity/annual_report/
- B-30 学校法人東海大学オフィシャルサイト 事業報告書（法人の概要・事業の概要・財務の概要）2021年度事業報告
https://www.tokai.ac.jp/information/financial_data/
- B-31 東海大学オフィシャルサイト 教員養成・資格取得の情報
https://www.u-tokai.ac.jp/education-research/teacher_training/
- B-32 2021年度第8回 大学評価審議会議事録